

らない。

4. 埋戻し箇所に、たまり水がある場合は、埋戻し後の地盤に悪影響を与えないよう排水しなければならない。
5. 埋戻しを行うに当たり、地下埋設物、構造物等がある場合は、これを損傷しないよう十分注意し、偏土圧が作用しないように埋戻さなければならない。

1-10-3 締固め

1. 埋戻しに当たり、路床部においては厚さ20cm、道路構造部以外については、原則として厚さ30cmを超えない層ごとに十分締固め、将来、陥没、沈下等を生じないように施工しなければならない。また、地下埋設物、構造物の両側は、均等に締固めなければならない。

路盤部については本編第4章第2節4-2-5第2項及び第3項の規定によるものとする。

なお、原則として降雪、降雨時には施工してはならない。

2. 水締めを行う場合には、埋戻し土の土質及び水量を考慮し、沈下が生じないように施工しなければならない。また、排水についても十分配慮しなければならない。

1-10-4 仕上げ

埋戻し及び盛土の表面は、不陸のないよう仕上げなければならない。

第11節 残土処分工

1-11-1 掘削残土の分類と再利用及び処分について

1. 掘削で生じた残土は、図1-1のとおり分類し、再利用又は処分を行わなければならない。
2. 掘削土再利用の可否判定は、試験掘り箇所で生じる掘削土をFK法試験で行うものとする。
3. 試験結果、合格判定の場合は当局監督員と協議を行い、掘削土再利用へ変更を行わなければならない。

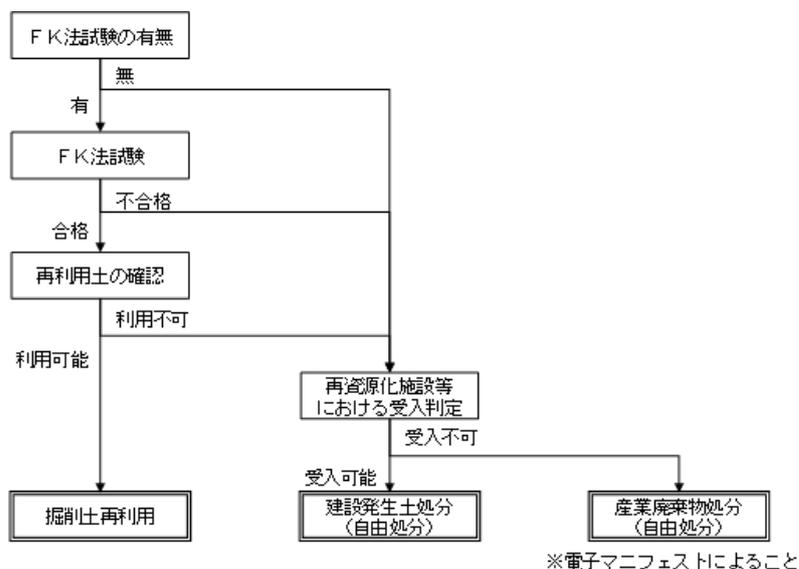


図1-1 掘削残土の分類と再利用及び処分方法

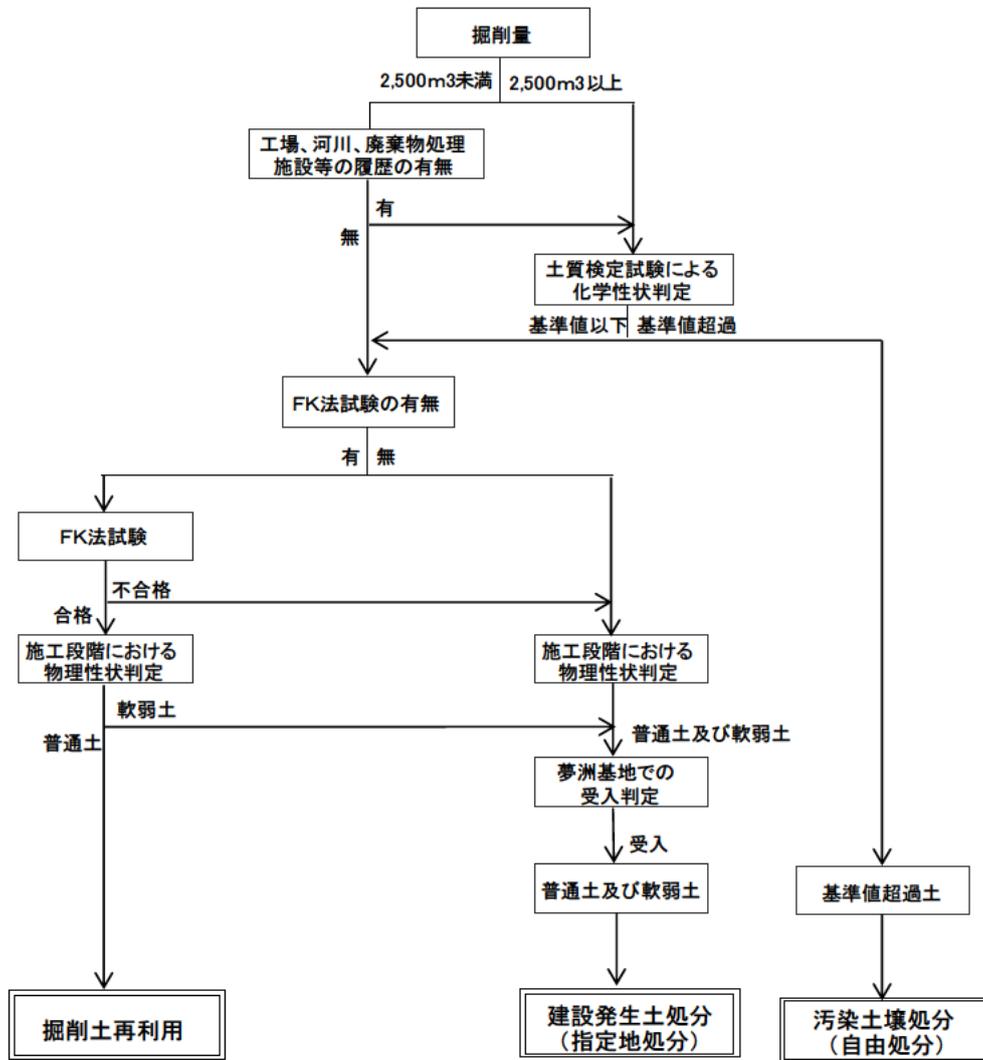


図1-1-1 掘削残土の分類と再利用及び処分方法

1-11-2 指定地処分(普通土及び軟弱土)自由処分

掘削で生じた普通土及び軟弱土(建設発生土)は、保安上の措置を施し、発注者の指定する処分地に搬入しなければならない。なお、処分に当たっては、第1編第1章1-1-36 建設副産物及び「工事残土の指定地搬入に関する取扱要領」(技術関係集参照)、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」及び「土壤汚染に関する届出について」(環境局参照)を遵守しなければならない。

~~1-11-3 汚染土処分(基準値超過土)~~

~~掘削で生じた基準値超過土(汚染土)は、保安上の措置を施し、汚染土処理施設等に搬入しなければならない。なお、処分に当たっては、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」及び「土壤汚染に関する届出について」(環境局参照)を遵守しなければならない。~~

1-11-3.4 即時処分

掘削で生じた残土は、迅速かつ、過積載のないように運搬処理するものとし、工事現場又は路面上に放置してはならない。

1-11-4.5 過積載及び飛散防止